

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伊賀市社会事業協会(以下「当法人」という。)定款第8条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等については、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

(1) 常勤の役員については、報酬及び賞与を支給する。

(2) 非常勤の役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。

2 役員等が、職務の遂行に伴って発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)のほか、手数料等の費用を負担する場合は、別に定める規程によりその費用を弁償する。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 賞与については、職員の給与等支給規程に定める期末勤勉手当の支給の例による。

(非常勤役員等の報酬の額)

第4条 非常勤役員等に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、別表第3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給方法は、職員の例による。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日まで報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額は、その月の総日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 常勤の役員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 常勤役員の支給月における報酬の総額に、1円未満の端数が生じた場合においては、1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定めるものとする。

附 則

- 1 役員報酬規程（平成4年4月1日制定）は、廃止する。
- 2 この規程は、平成29年6月16日から施行する。
- 3 この規程は、平成29年12月7日から改正施行する。

別表第1（常勤役員の報酬）

| 役職名 | 報 酬 額 |
|-------|---------------|
| 理 事 長 | 月額 350,000円 |
| 常務理事 | 月額 250,000円 |
| 理 事 | 月額 150,000円以内 |
| 常任監事 | 月額 150,000円以内 |

別表第2（非常勤役員等の報酬）

(1) 理 事

| 区 分 | 報 酬 額 |
|-----------------------|-----------|
| 理事会等会議への出席 | 日額 8,000円 |
| 上記会議のほか、法人業務のため執務するとき | 日額 8,000円 |

(2) 監 事

| 区 分 | 報 酬 額 |
|-----------------------|-----------|
| 監事監査、理事会等会議への出席 | 日額 8,000円 |
| 上記会議のほか、法人業務のため執務するとき | 日額 8,000円 |

(3) 評議員

| 区 分 | 報 酬 額 |
|-----------------------|-----------|
| 評議員会への出席 | 日額 8,000円 |
| 上記会議のほか、法人業務のため執務するとき | 日額 8,000円 |

別表第3（職員給与との併給）

| 役職名 | 報 酬 額 |
|-------|------------|
| 理 事 長 | 月額 70,000円 |
| 常務理事 | 月額 50,000円 |
| 理 事 | 月額 30,000円 |